

研究業績等に関する事項				
著書・学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月日	発行者・発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
<b>(著書(和文))</b>				
1 秘書のためのビジネス法規入門	単著	1991年4月	燃焼社	秘書、事務職にとって一般教養として必要と思われる法律の基礎知識、会社に関するビジネス法規、財産に関するビジネス法規、契約に関するビジネス法規、労働に関するビジネス法規、その他のビジネス法規を概説する。(監修:黒木三郎)
2 世界の家族法	共著	1991年7月	敬文堂	イギリスを構成する一王国であるスコットランドの家族法の特徴について、スコットランドとイングランドの制度上の相違などに言及した上で、現状を概説する。(編者:黒木三郎、共同執筆:平松紘、森本敦司、pp.29~44)
3 秘書学入門	共著	1993年4月	燃焼社	秘書教育科目の理論の核である秘書学について、秘書の定義、機能、類型、専門分化、業務内容、関連団体、業務内容など体系的に概説する。(共同執筆:荊木美行、小花和尚子、森本敦司、執筆部分:「秘書と組織」pp.25~34、「秘書の専門分化」pp.45~58、「秘書とその養成機関」pp.59~66、「秘書とそのライセンス」pp.67~86、「秘書と関連団体」pp.87~94)
4 秘書のための文書業務入門	共著	1994年4月	燃焼社	秘書業務の中核をなす「文書関連業務」を重点的に解説する。「事務文書管理」や「国語表現法」、「秘書実務」の講義を念頭に置いたテキストである。(共同執筆:荊木美行、小花和尚子、森本敦司、執筆部分:「文書作成の基本知識」pp.45~52、「文書の作成」pp.77~90)
5 秘書のための法学入門—ビジネス法規—	共著(編者)	1995年3月	東京法令出版	主に、短期大学、専門学校における秘書養成コースにおける一般教養としてのビジネス法規の知識の習得を目指して編まれた基本的法学テキストである。(共同執筆:森本敦司、西澤真紀子、福岡真樹、執筆部分:「法とは何か」pp.9~15、「会社の意義と種類」pp.57~63、「会社の機関」pp.64~69、「会社の設立、合併、消滅」pp.70~75、「会社の資金調達」pp.76~82、「手形・小切手」pp.83~90、「会社と法的責任」pp.91~96)
6 セクレタリアル・オフィスのワーク—秘書実務演習ノート—	共著	1995年4月	燃焼社	秘書実務の授業に必要な項目を4部に分け、それぞれに解説・演習・検定対策の構成をとる実用的なテキストである。(共同執筆:野坂裕子、能勢照代、森本敦司、執筆部分「スケジュールの管理」pp.46~49、「文書の作成・グラフ」pp.64~66)、「その他の文書関連業務」pp.68~71、「文書の管理・ファイリング」pp.72~75、「会議の運営」pp.84~87、「法律・会計業務」pp.88~91)
7 ビジネスと法—やさしい法学入門—	共著(編者)	1996年2月	東京法令出版	主に、短期大学、専門学校における秘書養成コースにおける一般教養としてのビジネス法規の知識の習得を目指して編まれた基本的法学テキストである<前掲書の改訂新版>。(共同執筆:森本敦司、西澤真紀子、福岡真樹、執筆部分:「法とは何か」pp.9~15、「会社の意義と種類」pp.57~63、「会社の機関」pp.64~69、「会社の設立、合併、消滅」pp.70~75、「会社の資金調達」pp.76~82、「手形・小切手」pp.83~90、「会社と法的責任」pp.91~96)
8 情報化時代の事務文書管理	共著	1998年10月	燃焼社	高度情報化が進む今日において、「事務」あるいは「オフィスワーク」がどのように変化していくかを概説し、文書作成や受発信、ファイリングなど具体的な業務への対応を記した「事務文書管理」の基本的テキストである。同時にワープロ検定の筆記試験対策にも対応する。(共同執筆:荊木美行、木村三千世、森本敦司、執筆部分:「事務・文書管理論」pp.1~6、「法律文書の基礎知識」pp.75~82、「グラフの作成」pp.82~86、「文書の管理・ファイリングの基本」pp.111~126、「文書関連資格案内」pp.127~132)
9 ビジネススタディーズ—ビジネス実務とオフィスワーク—	共著	1998年11月	中央経済社	変革するビジネス社会において、今後のオフィスワーカーに求められる新たなビジネス基礎理論を、ハード面、ソフト面の両面から習得することをねらいとし、オフィスワーカー自身の能力開発を目指す。(編者:廣田傳一郎、共同執筆:山口幹雄、廣田傳次郎、織田善規、仁平征次、木村三千世、西澤真紀子、油谷純子、荒川恵美子、黒田廣美、福岡真樹、森本敦司、執筆部分:「企業とこれからのビジネス活動」pp.3~18)
10 オフィスのマナーと常識—新秘書・ビジネス実務入門—	共著	2000年4月	燃焼社	一般事務職のみならず、販売、営業などいわゆるホワイトカラー全般に共通するオフィスにおけるビジネスマナーと常識を高等教育レベルで習得することをねらいとして編集されたテキストであり、各章、解説、演習問題、検定対策、ポイント集より構成される。(共同執筆:高橋晃子、原川かず江、田村加代子、黒田廣美、田中雅子、木村三千世、土井茂枝子、森本敦司、執筆部分:「ビジネスマナーの基本と心得」pp.2~6、「スケジュール管理の基本」pp.125~129、「出張業務」pp.130~133、「情報の収集」pp.134~141)
11 目で学ぶ憲法	共著	2000年5月	嵯峨野書院	最新の事例・判例を取り入れながら、憲法を明確かつ平易に説明した入門書で、公務員試験の受験者のための基本概説書としても活用できる。(編者:上田正一、水野健司、生駒正文、共同執筆:岩井和由、川田敬一、武部宗晴、江端豊和、有田伸弘、柿本知正、平田勇人、高田富男、大坪満裕、息地紀代子、森本敦司、執筆部分:「国会の地位」pp.125~127、「国会の組織と活動」pp.127~132)
12 レクチャー法社会学	共著	2001年10月	法律文化社	これまでの法社会学の理論展開と社会象の現実を読み解くことをテーマに平易に解説。「生ける法」から臓器移植・脳死やリーガルプロフェッション(法律家制度)まで今日的な課題にアプローチする。(共同執筆:大橋憲広、奥山恭子、塩谷弘康、鈴木龍也、林研三、前川佳夫、森本敦司、執筆部分:「法律家制度(リーガルプロフェッション)とバリエーション—市民に身近な法律家像を探る—」pp.161~194)
13 現代ビジネス法辞典	共著	2002年4月	嵯峨野書院	現代のビジネス社会において必要と思われるビジネス法に関する基礎知識を簡潔にまとめた辞典である。各種検定試験にも対応した記述を心がけている。(編者:山本忠弘、生駒正文、水野健司、久保田富也、共同執筆:有田伸弘、市原正隆、岩井和由、浦川章司、森本敦司ほか44名、執筆部分:「更改」「有限責任」「金銭消費貸借契約」「無過失責任」「有限会社法」「収入印紙」「訂正印」「捺印」「紛争予防」「印影」「裁判外紛争処理制度」「上場会社」「訴訟代理人」「代替的紛争解決」「認印」「株式」「合名会社」「法律行為」「実印」「消印」「インサイダー取引」「生涯賃金」「有限会社」「合資会社」「弁護士」「割印」「国民健康保険」「公証人」「行為能力」「休業手当」「訴訟の代理権」「未成年者」「ADR」「通行地役権」「定着物」「典型担保」「抵当権の消滅時効」「株式会社」「従物」「種類物」「担保」「嫡出推定」「社会規範」「遅延損害金」「意思能力」「健康保険」「止め印」「ローマ法」「準婚」)
14 わが国の法律事務所におけるパラリーガルの育成と有効活用/法律事務所のコンピュータ・セキュリティ	共著	2003年11月	商事法務	本研究は、我が国の法律事務所において、高度な弁護士補助職としてのパラリーガルを効果的に育成・活用し、法律事務所の利用者に対して合理的な価格で高水準の法的サービスを提供する途を探ろうとする試みである。我が国の法律事務所職員の能力向上の必要性を指摘した上で、全国一律の統一したサービス提供の視点から、統一研修の指針(ガイドライン)に基づく法律事務所職員研修検定科目試験案を提示し、パラリーガル能力認定試験の枠組みを検討した。(共同執筆:森本敦司、小川義龍、岡田好弘、Keiko Harman、津田富士夫、佐藤まゆみ、高橋真澄、横田恵美、執筆部分:pp.1~4、pp.68~80、pp.101~109、)

15	アクセス憲法	共著（編者）	2004年11月	嵯峨野書院	おもに法学部以外の大学生（とくに1、2年生の一般教養科目）、および短期大学、専門学校、公務員試験受験者などを対象として、日本国憲法の基本知識の習得を目指したテキストである。（共同執筆者：上田正一、生駒正文、森本敦司ほか9名、執筆部分：「思想・良心の自由」pp.46～47、「信教の自由」pp.47～50、「学問の自由」pp.51～52、「国会の地位」pp.100～101、「国会の組織と活動」pp.101～105）
16	アクセス民法	共著	2007年5月	嵯峨野書院	最新の事例・判例を取り入れながら、民法を明確かつ平易に説明した入門書で、公務員試験の受験者のための基本概説書としても活用できる。第4章「債権総論」の項を担当する。（共同執筆者：國府剛、生駒正文、山田隆夫、森本敦司ほか9名、執筆部分：「債権一般」「債務不履行」「債権者代位権」「債権者取消権」pp.84～94、pp.120）
17	はじめての医事法	共著	2009年3月	成文堂	法学部ではじめて法律学を学ぶ人たちのためのテキスト（シリーズ）であり、法学部だけでなく、医療系の大学や専門学校などでも講義される「医事法」についてのテキストである。医学と法学といういずれも古くから存在する極めて難解な2つの分野にまたがる問題についてわかりやすく解説する。（編者：久々湊晴夫、旗手俊彦、共同執筆者：森元拓、森本敦司ほか6名、執筆部分：「医療施設」「薬事制度」pp.43-55、pp.57-73）
18	はじめての医事法（第2版）	共著	2011年10月	成文堂	初版より改正のあった箇所（臓器移植法）や新規に加筆した箇所（歯科医療）などを付け加え、あわせて記述の古くなったところや図表類も新たに追加する。（編者：久々湊晴夫、旗手俊彦、共同執筆者：森元拓、森本敦司ほか6名、執筆部分：「医療施設・医療制度」pp.43-56「薬事制度」pp.57-74「歯科医療」pp.223-241）
<b>（学術論文（和文））</b>					
1	パラリーガルの研究（博士学位論文）	単著	2001年7月	一橋大学図書館所蔵	司法制度改革が急速に進み、わが国の法律事務所にも本格的な競争原理がはたらくこととなると、優秀な弁護士補佐スタッフの育成が今以上に必要性を帯びる。アメリカではこれらのスタッフは「パラリーガル」と呼ばれ一般的な職業として確立しているが、その実態や展望、課題を概説し、わが国の現状との比較を試み、今後わが国にも「パラリーガル」養成の問題が本格化するかどうか、従来の議論等を踏まえながら実証を試みる。またさらには、「パラリーガルの研究」における基礎的課題として、その研究課題としての「パラリーガル」という言葉の定義を明らかにし、その研究対象を明確にすることを試みる。とくにわが国には弁護士の業務を補充する隣接法律専門職種として司法書士や行政書士が存在するが、これらも一部の論考では「パラリーガル」と呼ばれている。そこで、とくにわが国において、「パラリーガル研究」をおこなう際に、どの範囲までを研究対象としてとり上げるべきであるのか、すなわち、「パラリーガル」という言葉の定義について検討を試みる。
2	19世紀イングランドにおける裁判離婚の成立	単著	1990年9月	早稲田大学大学院『法研論集』55号	イングランドにおいて1857年に成立した婚姻訴訟法により導入された裁判離婚について歴史的な位置づけを探る。（pp.127～154）
3	法律秘書の研究—わが国における法律事務職員について—	単著	1992年6月	『現代法社会学の諸問題（下）』民事法研究会	わが国における弁護士補助職である「法律事務職員」の実態について、従来の研究成果や調査結果を踏まえた上で、その将来像を展望する。（pp.493～51）
4	法律秘書の現状	単著	1993年3月	日本秘書学会＜現日本ビジネス実務学会＞『秘書学論集』11号	専門秘書の一類型である「法律秘書」に注目し、その定義、業務範囲などを検討した上で、わが国にどうして法律秘書が根づかないのか、養成上の問題点を指摘する。（pp.29～39）【査読有】
5	法律秘書研究の可能性について	単著	1995年1月	日本秘書学研究会『秘書学論叢』創刊号	従来の「法律秘書」に関する業績を整理、問題点を浮き彫りにし、今後どのような学問的展開が可能かを探る。（pp.33～36）
6	司法書士補助者の考察	単著	1995年2月	『甲子園短期大学紀要』12・13号	登記業務の専門家であり、その準法曹的役割が目目される「司法書士」の補助者に焦点を当て、統計調査からみた実態を踏まえた上で、その問題点、課題などを指摘する。（pp.37～48）
7	法律補助職の研究	単著	1997年3月	日本ビジネス法学会『ビジネス法研究』2・3合併号	司法改革の最中、良質なリーガルサービスの提供のためにわが国にもパラリーガルが登場するかどうかを検討する。（pp.115～127）
8	都市部（東京23区および大阪市内）における法律事務職員の実態調査報告	共著	1998年6月	日本国際秘書学会『研究年報』5号	法律事務所の法人化、共同化など、わが国においても本格的な法律補助スタッフ養成の問題が、規制緩和のおかげでにわかにならまりつつある。そこでその需要が望まれる都心の法律事務所に限定し、法律事務所の規模、その意識、雇用状況と能力開発などをアンケート調査を中心に探る。（共同研究者：植竹由美子、森本敦司、pp.47～66）【査読有】
9	アメリカのパラリーガル	単著	1999年5月	日本法政学会『法政論叢』35巻2号	1960年代よりアメリカに登場した高度な法律補助職である「パラリーガル」に注目、その歴史的背景、制度的特色、教育方法、関係団体などを概説し、最後に独立パラリーガルなどのパラリーガルが抱える問題点のいくつかを概説・整理し、今後の研究を展望する。（pp.103～116）
10	わが国における法律事務職員の实態について（東京23区と大阪市内における実態調査の報告）—主に業務内容を中心として—	共著	1999年12月	日本秘書学研究会『秘書学論叢』3号	規制緩和が進むなか、都心における法律事務所が今後どのように変革するのか、その基礎資料として東京23区、大阪市内弁護士事務所を対象としてアンケート調査を実施、主に業務内容を中心として、一方で経営規模や弁護士数などを軸にとったクロス分析、 $\chi^2$ 乗検定なども試みる。（共同研究者：植竹由美子、森本敦司、pp.21～28）
11	司法改革と司法書士—実態調査を中心として21世紀の司法書士像を探る—	共著	2000年3月	日本法社会学会『法社会学』52号	規制緩和、高度情報化が進む今日、従来のわが国独特の制度がその矢面に立たされ、司法の分野においてもそれは例外ではない。今回は、これまで登記の専門家として位置づけられ発展してきた「司法書士」制度に注目、その方向性を理論的部分と実態調査を踏まえた上で展望する。（共同研究者：森本敦司、塩谷弘康、pp.194～198）
12	アメリカにおけるパラリーガルの教育と規制をめぐる諸問題	単著	2000年6月	日本国際秘書学会『研究年報』7号	アメリカのパラリーガルは21世紀にはさらに成長する職業の一つであるともいわれている。1998年ニュージャージー州では、最高裁特別委員会において、パラリーガルの規制と資格化をめぐる報告書を作成したが、本研究では、この報告書をめぐる一連の議論を中心として、パラリーガルに関連する教育機関、関連団体、資格試験などを概説した上で、パラリーガルの資格認定をめぐる最近のうごき、問題点などを整理・検討していく。（pp.1～23）【査読有】
13	福島県・神奈川県における司法書士の実態調査報告(1)～(2完)—司法・行財政改革と21世紀の司法書士像—	共著	(1)2000年3月／(2)2000年11月	『福島大学 地域研究』11巻4号、12巻2号	地方型の代表として福島県、都市型の代表として神奈川県を捉え、それぞれの司法書士を対象に、業務内容、将来像などを質問事項としたアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた上で、司法制度改革のさなか、簡裁代理権の獲得や登記独占などの問題を抱える21世紀の司法書士像を展望する。（共同研究者：森本敦司、塩谷弘康、(1)pp.33～61、(2)pp.49～74）
14	アメリカにおけるパラリーガルの活用と規制に関する現状と課題	単著	2000年12月	日本経営実務法学会『経営実務法研究』3号	パラリーガル研究の一環として、アメリカのパラリーガルの業務内容、特にUPL（無資格弁護士活動）との関連性について言及し、州ごとの取扱いの違いなどを州の規程、判例等にも触れながら詳述し、アメリカのパラリーガルの今後の方向性を探る。（pp.23～55）【査読有】

15	司法書士とパラリーガル プロフェッション	単著	2001年6月	民事法研究会『市民と法』9号	「パラリーガル」という言葉の定義を、司法書士をその典型とする弁護士業務の「補充」を目的とした「プロフェッションとしてのパラリーガル」、「準法律家としてのパラリーガル」、いわば「広い意味でのパラリーガル」と、法律事務所職員をその典型とする弁護士業務の「補助」を目的とした「スタッフとしてのパラリーガル」、「法律補助職としてのパラリーガル」、いわば「狭い意味でのパラリーガル」に分類を試みただ上で、ヒヤリング調査で得た、司法書士をスタッフとしてのパラリーガルとして活用している実例に言及しながら、21世紀の司法書士像を従来とは異なる視点から展望してみる。(pp.2~8)
16	わが国におけるパラリーガル研究の動向について	単著	2002年3月	『横浜創英短期大学紀要』3号	わが国におけるパラリーガル研究の動向について、「パラリーガルの資格化をめぐる議論」、「法律事務所内におけるパラリーガルの実態とその有効活用」、「海外におけるパラリーガルの実態」の3領域について、従来の研究成果を概説する。それぞれの章末には詳細な参考文献リストも掲げる。(pp.37~53)
17	さまざまな「法律家制度」がいたんす	単著	2002年5月	『ビジネス法務』2002年5月号	欧米であればローヤーの領域に、わが国では弁護士以外のさまざまな法律専門職が弁護士業務の一部を行なう権限を付与させている。本稿では、司法書士、行政書士、税理士、弁理士、社会保険労務士の法規上の業務範囲について抑えた上でこれらの専門職種の将来を展望する。(pp.116~118)
18	パラリーガルについて	単著	2003年6月	『ビジネス法務』2003年6月号	昨今、パラリーガルについての議論が盛んであるが、アメリカのパラリーガルの現状を踏まえて、わが国においてもその制度が導入可能であるのか、日米間の相違を検証した上で、わが国における独自のパラリーガル像を検証する。(pp.99~103)
19	わが国の法律事務所におけるパラリーガルの育成と有効活用	共著	2004年7月	日弁連法務研究財団『法と実務』4号	本研究は、我が国の法律事務所において、高度な弁護士補助職としてのパラリーガルを効果的に育成・活用し、法律事務所の利用者に対して合理的な価格で高水準の法的サービスを提供する途を探ろうとする試みである。我が国の法律事務所職員の能力向上の必要性を指摘した上で、全国一律の統一したサービス提供の視点から、統一研修の指針(ガイドライン)に基づく法律事務所職員研修検定期目試案を提示し、パラリーガル能力認定試験の枠組みを検討した。(共同研究者: 森本敦司、小川義龍、岡田好弘、Keiko Harman、津田富士夫、佐藤まゆみ、高橋真澄、横店恵美、執筆部分: pp.169~172, pp.238~252, pp.272~281) 【査読有】
20	高等教育機関における司法書士養成の課題と展望	共著	2006年4月	日弁連法務研究財団『法と実務』5号	司法制度改革が進むさなか、大学における司法書士の養成について、現状を理解した上で、どの導入が可能かどうか検証する。(共同研究者: 森本敦司、斎藤隆夫、吉井啓子、塩谷弘康、辻本勲男、pp.53~150) 【査読有】
21	わが国の法律事務所におけるパラリーガルの育成と有効活用のための研修及び検定内容策定について	共著	2006年4月	日弁連法務研究財団『法と実務』5号	わが国の法律事務所職員の現状を踏まえた上で、高度な補助職としてのパラリーガルの養成の可能性について検証・展望し、資格の枠組みなどを提示する。(共同研究者: 森本敦司、小川義龍、岡田好弘、Keiko Harman、津田富士夫、佐藤まゆみ、高橋真澄、横店恵美、pp.153~325) 【査読有】
22	薬剤師の民事上の責任について	単独	2007年6月	日本経営実務法学会『経営実務法研究』9号	薬学部6年制化、学部急増、薬事法の改正など、これから数年にかけての薬剤師数の増加はその業務の拡大をも意味することとなる。本稿では薬剤師の民事上の責任について焦点を当て、従来の判例を踏まえたうえでその将来像を展望する。(pp.137~147) 【査読有】
23	北海道医療大学薬学部における薬学C B T トライアル実施の概要と問題点	共著	2008年3月	『北海道医療大学情報センター年報』5巻	2006年度より6年制の薬学部が新設されたことにもない、医学部や歯学部で実施されている「共用試験」を薬学部においても実施するはこびとなった。薬学共用試験はC B T と O S C E に分かれるが、現在はそのトライアルが試行されている。本稿では、本学薬学部における薬学C B T トライアルの実施・運営を題材として、2007年2月8日(木)に実施した第1回目の薬学C B T トライアル、および同年11月15日(木)に実施した第2回目の同トライアルについて、その業務内容と問題点等を、前後に行われた関連業務も含めて報告する。(共同研究者: 森本敦司、石田朗、小田和明、pp.19~27)
24	薬害教育に関する授業の実例報告—6年制薬学部における法学教育のあり方についての一考察—	単独	2008年8月	日本社会薬学会『社会薬学』27巻1号	6年制薬剤師教育がスタートしたのにもない、従来の「薬事関係法規」についても、度重なる医療ミス、依然としてなくならない薬害問題に対して、患者の人権を守るため医薬品の専門家として毅然と立ち向かうための法的知識を伝授する科目としますますます強化されなければならないであろう。本稿では、薬害教育を一つの事例として取り上げ、さらに6年制薬学部における法学教育のあり方について新たな方向性を探る。(pp.39~48) 【査読有】
25	北海道医療大学薬学部における第3回薬学C B T トライアルの実施と評価	共著	2009年2月	『北海道医療大学情報センター年報』6巻	薬学部6年制課程が4年次を迎えるにあたり、2009年度からは薬学共用試験が本格実施される。本稿では、本学薬学部において、2008年11月13日に行った第3回目の薬学C B T トライアルの実施・運営を題材として、その業務内容と問題点等を、前後に行われた関連業務も含めて報告する。(共同研究者: 石田朗、森本敦司、二瓶裕之、小田和明、pp.19~25)
26	薬剤師の専門家責任に関する一考察	単著	2009年7月	日本医事法学会『年報医事法学』24号	2006年4月より6年制薬剤師教育がスタートしたが、高等教育において6年一貫の養成を義務付ける国家資格は医師、歯科医師、獣医師と並ぶものであり、薬剤師じたいもそれに適う高度な医療専門職としますますます活動の幅をひろげる必要がある。そこで本稿では、薬剤師に係る専門家責任について、その現状を踏まえた上で、6年制薬剤師のプロフェッションとしてあるべき姿を展望する。(pp.15~19) 【査読有】
27	薬学部「薬事関係法規」の講義における情報処理技術の活用とその教育的効果の検証	共著	2009年11月	日本医療情報学会『第29回医療情報学連合大会論文集』	「薬事関係法規」の講義は、大人数の講義形式の授業である関係上、授業の内容については一方的な知識の伝達が中心にならざるを得ない。そこで、受講生の学習効果を高めるために、講義の最初に毎回小テストを実施することによって前回の内容を復習し知識の習得を確認することにした。そのため、身近な情報処理技術を活用して、なるべく省コスト、省時間でこれらの作業ができるようにし、また、小テストの結果はインターネット上のサイトを使って学生じしんで確認できるようにするなど、純粋な講義科目にも応用可能な情報処理技術を活用する授業を試みた。本報告では、試験結果やアンケート結果などを分析して、講義科目への情報処理技術の活用とその教育的効果について検証する。(共同研究者: 森本敦司、石田朗、pp.1076-1079) 【査読有】
28	薬学部「衛生薬学実習」におけるe-learningの活用とその教育的効果	共著	2009年11月	日本医療情報学会『第29回医療情報学連合大会論文集』	実習科目の一つである「衛生薬学実習」において、実験実習に先立ち水質汚染(水俣病)、食品汚染(カネミ油症)、大気汚染(アスベスト被害)について講義を行ってきたが、今回、学習効果を高めるため上記3つの社会問題に係る情報検索をねらいとした問題演習ソフトを作成し、ノートPCにインストールした同ソフトを使用し、インターネット上のサイトを通じて問題を解答させる「e-learning形式」の演習を試みた。本報告では、その教育的効果等について報告、検証する。(共同研究者: 石田朗、森本敦司、和田啓爾、pp.915-916) 【査読有】
29	昭和薬科大学2年次「人と文化(社会のしくみを学ぶ)」における法学教育の試みとその評価	共著	2010年2月	『昭和薬科大学紀要』44号	昭和薬科大学では薬学教育モデルコアガイドラインの趣旨に則り「人と文化」の講座が開講されるが、同科目を受け持つ機会を得た筆者は、これに準拠しながらも、4年次法学関連科目との有機的なつながりを意識した法学の授業を試みた。とくに1年目(2008年度)については通常の講義形式により、2年目(2009年度)についてはSGD(スモールグループディスカッション)形式により授業を展開したが、本論考では、その実践した授業内容について詳述し、その教育効果について評価を試みる。(共同研究者: 森本敦司、萩原幸彦、pp.1-16)

30	薬学部講義科目「薬事関係法規」への情報処理技術の活用とその評価	共著	2010年3月	『北海道医療大学情報センター年報』7巻	薬学部講義科目「薬事関係法規」は大人数が履修する専門科目である。カードによる出席確認や小テストを実施するだけでカードの配付やそのチェック、小テストの採点に相当の時間がとられることになる。2009年度より担当科目において、受講生の学習効果を高めるために毎回小テストを実施することにしたが、身近にある情報処理の技術を活用して、なるべくコストや時間をかけずにこれらの作業を効率的にこなすことを心がけた。本報告では、純粋講義科目にも応用可能な情報処理技術の授業への活用の一例について報告し、その評価について検証する。(共同研究者：森本敦司、石田朗、pp.3-11)
31	薬学部「衛生薬学実習」におけるe-learningを活用した問題演習の試み	共著	2010年3月	『北海道医療大学情報センター年報』7巻	薬学部3年生前期に開講される実習科目「衛生薬学実習」において学習効果を高めるため情報検索をねらいとした問題演習ソフトを作成した。通常の講義の後、ノートPCにインストールした本ソフトを使用し、インターネット上のサイトを通じて問題を解答させる「e-learning形式」の演習を試みた。問題の配列についてもなるべく隣席の学生と同じ問題が同時に出現されないようアトランダムに出題するようにプログラムを工夫した。この方法は、実習と講義が有機的に連携した学生自身による「問題発見・問題解決型」学習の基盤ともなる手法であり、実験実習における学習効果を高めるために有用と思われる。(共同研究者：石田朗、森本敦司、和田啓爾、pp.13-19)
32	薬局をめぐる法的問題	単独	2010年4月	日本経営実務法学会『経営実務法研究』12号	薬局は、医療法において医療提供施設の一つと位置づけられ、医療保険上も調剤報酬請求の対象となりながら、その運営主体は営利法人である株式会社形態をとるものもある。かつて、薬事法に規定された薬局等の適正配置基準が憲法22条1項にいう「営業の自由」に反するとして最高裁が違憲立法審査権を行使した例は著名であるが(最大昭和50年4月30日)、本報告では、薬局の法的地位について、その開設、管理等を規定する薬事法をはじめとして、医療法、薬剤師法、健康保険法など各種法規の中に見られる薬局像を概観し、その法的問題点について検証する。(pp.13-26)【査読有】
33	資格制度と法的規制—憲法22条1項「職業選択の自由」、「営業の自由」との関連において—	単独	2011年4月	日本経営実務法学会『経営実務法研究』13号	資格は、その業務に就くのに必要とされる「国家資格」、当人の技能、能力の程度を公的機関が認定する「公的資格」、および民間団体が各自の基準で受験者の技能、能力を認定する「民間資格」の3つに大別できようが、本研究ではそのうちの主に「国家資格」に焦点を当て、資格の成り立ちや業務内容、他の資格との整合性、関連団体の権限などを詳細に検証し、各資格間を横断する「横軸」の基礎理論の構築をそのねらいとする。本稿では、憲法22条1項「職業選択の自由」、「営業の自由」の視点から同問題に係わる争点を整理し、「資格制度と法的規制」の研究の端緒とする。(pp.85-95)【査読有】
34	薬学部3年「医療福祉活動演習」におけるPBLを応用した実習とPCを活用した演習の試みとその評価—デジタルとアナログの融合した授業形態の紹介—	共著	2012年6月	『北海道医療大学情報センター年報』9巻	2008年度より開講した「医療福祉活動演習」は、本学看護福祉学部OBが運営する福祉施設において、受講生たちが自分たちで相談しながら実習課題を設定した上で実習に臨むという点に特色がある。また、実習前後の学習形態にはPCを用いた演習を加えることで、アナログ的な「人との触れ合い」とデジタル的な「情報処理技術の活用」との融合を目指している。本報告では、2011年度に実施された同科目の実習内容と、PCを用いた演習内容に重点を置き、受講生のデータ入力による授業評価を軸にこの科目の展望と課題を検証する。(共同研究者：森本敦司、二瓶裕之、石田朗、山田康司、居弥口大介、小林大祐、柳川芳毅、寺崎将、和田啓爾、大原裕介、pp.15-29)
35	学際的なチーム手法により開発した薬学6年制Web based 教育支援システムに対する持続性の定量的評価 持続性の定量的評価	共著	2012年6月	『北海道医療大学情報センター年報』9巻	独自の学際的なチーム手法により開発した薬学6年制Web based 教育支援システムが、高い持続性を持って利用されていることを定量的に実証する。この学際的なチーム手法では、教育に携わる薬学・情報工学の教職員が、学問的な専門領域の枠組みを超えて連携し、学外の業者などに委託することなくシステム開発からコンテンツ制作に至る過程のすべてを担っている。開発したシステムのサイズは7万行、また、制作したコンテンツは問題数・解説数で合わせて1万5千題以上となっている。システムの利用履歴を調査した結果、これらWeb based 教育支援システムには年に100回以上の利用回数が記録されており、さらに、システムの運用開始から持続的に安定した利用回数が記録されていた。非常に高い利用回数が持続している背景には、学外委託業者などによりパッケージ化された教育プログラムに依存することなく、学際的なチームによるシステム開発・コンテンツ制作により大学独自の教育手法を実現している点にあると考えられる。(共同研究者：二瓶裕之、小田和明、和田啓爾、中山章、唯野貢司、武智春子、森本敦司、pp.3-13)
36	薬剤師判例研究～処方医の常用量を上回る処方指示に対して、調剤及び調剤監査を担当した薬剤師が薬剤師法24条に定める疑義照会義務を怠った場合の薬剤師の不法行為責任の可否(判例評釈)	共著	2012年11月	『北海道医療大学人間基礎科学論集』38号	本件は、被告病院に入院していた患者に対して、ペナシックスが、3日間連続で、常用量の5倍投与され、患者が死亡。その相続人らが、ペナシックスの投与を指示した担当医のほか、調剤を行なった薬剤師、調剤監査を行なった薬剤師らに、それぞれ過失があると主張し、被告らに対し、不法行為に基づき、損害賠償を求めた事件である。(共同研究者：森本敦司、久々湊晴夫、pp.39-52)【査読有】
37	薬剤師の法的責任に関する一考察	共著	2013年2月	『昭和薬科大学紀要』47号	薬剤師業務に変革が求められる。医薬分業の推進は、従前の薬剤師業務に変革を余儀なくし、内面的にも外的にも薬剤師はそれらの要因に、積極的かつ能動的に対処しなければならなくなった。そこで、本稿では、今後の変わりうる薬剤師業務に対して、その法的責任の在り方について焦点を当て、従来の事例などをひも解きながら、薬剤師の法的責任に関わる基礎理論の構築を試みる。(共同研究者：森本敦司、恩地紀代子、p.43-50)【査読有】
38	リスクの高い一般医薬品のネット販売を禁じた省令の規定が薬事法による委任の範囲を逸脱し違法・無効であるとされた事例(判例紹介)	単著	2013年8月	日本医事法学会『年報医事法学』28号	2013年1月11日最高裁は、リスクの高い一般医薬品のネット販売を禁じた省令の規定が薬事法による委任の範囲を逸脱し違法・無効であると判決した。2006年に薬事法が改正され、一般用医薬品に係る販売方法が大幅に見直され、リスクの程度に応じて第一類から第三類に分類されるとともに、書面による情報提供等が義務付けられた。同時に上記法改正によってインターネットで第一類・第二類医薬品を販売することができなくなったことにより、既存の医薬品ネット販売業者が郵便その他の方法による販売の権利の確認と改正省令規定が無効であることの確認等を求めたものである。本稿では第1審からの訴訟のプロセスを踏まえ同判決について評釈する。(pp.167-171)【査読有】
39	研究報告 医薬品ネット販売規制—最高裁判例を中心に—	単著	2014年4月	日本経営実務法学会『経営実務法研究』16号	一般用医薬品の販売方法が注視されている。2013年10月20日の時点で、医薬品販売について規定する薬事法には医薬品の販売業の許可に関する規定はあるものの、ネットや郵便による販売を規制する条文は存在しない。一方、法律の委任を受けて厚生労働省が定める薬事法施行規則(省令)には、郵便等販売の方法等の条文を定め、後述する第三類医薬品以外の医薬品の郵便による販売を禁止する。この委任命令をめぐっては、法律の委任の範囲を超えてこの省令を無効とする最高裁の判断が示され、勝訴したインターネット販売業者はもとより、同領域に参入する業者の数も増え、副作用のリスクの高い一般用医薬品も現在はインターネットで購入可能な状態にある。いずれにしても、2013年10月20日の時点では、立法・行政・司法のそれぞれの領域でその取り扱いが異なる現況にある。本稿では、一般用医薬品のインターネット販売による規制に焦点を当て、改正薬事法の規定や2013年1月11日最高裁判決を中心に、その前後の状況等を概観し当該問題にかかわる争点を整理して問題点を浮き彫りにする。(pp.49-60)【査読有】

40	(実践報告) 法律行政学科におけるアクティブ・ラーニングの実践報告	単著	2021年9月	法と教育学会『法と教育』VOL. 11 2020	本学法律行政学科3年次選択必修科目である「法学演習」において自身が担当したアクティブ・ラーニングの実践を報告する。【査読有】
<b>(紀要論文)</b>					
1	新「薬機法」(旧「薬事法」)施行後の医薬品販売をめぐる法規制	単著	2015年3月	『東海学院大学紀要』8号	従来「薬事法」と称されていた法律が大幅に改正され、その名称も「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(略称「薬機法」)と改称された。本稿では主として、医薬品販売の項目に焦点を当て、改正前後の医薬品販売に係る取り扱いの相違、改正の経緯等を解説した上で、その論点を整理し問題点を指摘する。(pp. 187-192)
2	救急救命士業務に関する法的問題	共著	2015年3月	『東海学院大学紀要』8号	救急救命士は1991年に設置された新しい国家資格であるが、その業務内容については年々役割が拡大している。本稿では、救急救命士法制定に至るプロセスを概説した上で、新聞記事などを引用しながらその法的問題を抽出、現場経験者の意見を交えながら、最終的には今後の救急救命士資格の在り方を展望する。(共同研究者: 森本敦司、甲田智之、p193-200)
3	医療秘書の資格制度に関する一考察	共著	2016年2月	『東海学院大学紀要』9号	医療秘書職は医療機関における「窓口」として、患者に最初に接するという重要な役割を有しているが、国家資格に相当するものはなく、さまざまな民間資格が林立している状況にある。そこで本研究では、従来医療秘書の分野で実施されてきた資格(検定・認定試験、称号認定など)の代表的なものの概要を解説し、それぞれの資格の特色を抽出した上で、今後の医療秘書職に求められる資格制度のあり方について展望することを目的とする。(共同研究者: 森本敦司、西村この実、p223-230)
4	医療系国家資格における「関係法規・社会保障」分野の横断的考察	単著	2016年3月	『東海学院大学研究年報』1号	本研究の目的は、最終的に全医療系国家資格に共通する「関係法規」「社会保障」に関わる知識・教授内容の体系化を図ることを最終のねらいとしながら、とりあえず筆者自身がこれまで実際に授業等に対応した5つの国家資格について(薬剤師、歯科医師、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士)、その関係法規・社会保障分野の出題の特色を取り上げ、今後の横断的研究の序論とする。(pp. 79-90)
5	医薬品登録販売者制度の沿革と課題	単著	2018年2月	『常磐短期大学研究紀要』46号	一般用医薬品を取り扱うことのできる国家資格である医薬品登録販売者制度について、その制度の誕生に至った沿革とこれまでの制度上の経緯、問題点等を新聞報道などを活用しながら明らかにするとともに、今後この専門職が「セルフ・メディケーション」の流れに乗り、国民医療費の削減を担う者としてその役割を強めていく将来像について展望を試みた。(pp. 51-61)
6	「プレゼンテーション演習」受講生に対するアンケート調査報告	共著	2018年2月	『常磐短期大学研究紀要』46号	高等教育においてアクティブ・ラーニングが叫ばれる今日、常磐短期大学キャリア教養学科で開講している「プレゼンテーション演習」の受講生を対象としてアンケート調査を実施した。共同執筆者がそれぞれに担当する同演習科目ⅡとⅢについて、受講生が履修の前後でどの程度のプレゼンテーション能力を身に付けたかどうかを探ることを調査の主たる目的としたが、その結果を基に、より効果的なプレゼンテーション能力と資質の向上に向けて、今後のプレゼンテーション教育の在り方、延いてはアクティブ・ラーニングの将来像について検討を試みた。(森本敦司、笹原康孝、pp. 115-126)
7	ビジネス系資格試験と高等教育に関する一考察	単著	2019年3月	『常磐大学総合政策研究』3号	高等教育機関における資格試験の活用について、主として国家資格養成と関係しない社会科学系学部においてこれまでどのような試みがなされているか、また今後どのように活用すべきかについて現状を踏まえた上で将来を展望する。(pp. 65-90)
8	観光教育と観光関連資格に関する一考察	共著	2019年12月	『常磐大学総合政策研究』4号	観光産業が目目される中、高等教育機関においても観光に関連する人材育成が盛んである。本稿では観光教育と観光関連資格に焦点を当て、アンケート調査等を通じてその役割と重要性などを浮き彫りにする。(共同執筆: 正木聡) pp. 81-97
9	高等教育機関におけるアクティブ・ラーニングの実践報告	単著	2020年3月	常磐大学教職センター『教職実践研究』4号	アクティブ・ラーニングの実践が目目される昨今、ビジネス教育や医療教育、法学教育を通じて自分自身が実践してきたアクティブ・ラーニングの試みについてその内容を紹介する。(pp. 111-127)
10	「ビジネス法」に関する大学教育と資格制度を中心とした考察	単著	2022年3月	常磐大学総合政策学部『常磐総合政策研究』第9号	「ビジネス法」という言葉の定義を明らかにすべく、まずは大学教育と資格制度に焦点を当ててその使われ方について実証する。【査読有】
11	「経済新聞を活用した会社法にかかわる問題の考察～2021年1年間の日本経済新聞を題材として～」(1)	単著	2023年3月	常磐大学総合政策学部『常磐総合政策研究』第10・11号	「ビジネス法」の中心である会社法の法と実態について、経済新聞の記事を活用しながら2021年1年間の会社法にかかわる法的問題について実証する。(pp. 83-95)
<b>(翻訳者等)</b>					
1	スコットランドの家族法(1)～(5)(翻訳)	共著	1989年6月～1993年3月	早稲田大学比較法研究所機関誌『比較法学』22巻2号～26巻2号	J M トムソンの『スコットランドの家族法』の一部を翻訳する。(早稲田大学スコットランド家族法研究会訳: 黒木三郎、大野秀夫、大橋憲広 沢田裕治、大野博実、前川佳夫、塩谷弘康、森本敦司、(1) pp. 332-300(2) pp. 386-342(3) pp. 242-205(4) pp. 272-240(5) pp. 232-193)
2	「医療診療録」いわゆるカルテをめぐる現状と課題(指導者認定レポート)	単独	1999年3月	財団法人日本病院管理教育協会『「医療管理学」指導者養成研修レポート』	財団法人日本病院管理教育協会「医療管理学」指導者認定のための最終レポートであり、カルテ開示の法的問題や電子カルテの課題などを概説する。(pp. 209～218)
3	翻訳: アメリカのバラリーガルに関する諸規定	単独	2000年12月	日本秘書学研究会『秘書学論叢』4号	アメリカのバラリーガル関連団体であるABASCOLA、NFPA、NALAが制定する倫理および職業上の責任に関する規程、リーガルアシスタント利用のための模範基準などの諸規程を翻訳した資料である。(pp. 101～116)
4	バラリーガルの必要性(インタビュー記事)	単独	2005年7月	『法律文化』東京リーガルマインド2005年7月号	わが国におけるバラリーガル養成の現状と課題について、最新のデータなどを踏まえながらその独自の将来像について展望する。(pp. 42～43)
5	司法、弁護士過疎狙う業者、「公設」設置にも悪条件～「格差」の向こうに、ほっかいどう新地図7～(インタビュー記事)	単独	2006年1月8日	『毎日新聞』札幌	北海道における司法の格差について、短期間において法曹人口を増員することは困難である旨を指摘し、制度面での対応を検討することをコメントする。
6	既存の一般用ビデオ機器を活用した薬学化学系実習I T化の実践・2006年度大学教育・情報戦略大会参加報告	共著	2006年11月	『北海道医療大学情報センター年報』4巻	衛生化学実習の実験について、TVモニター、ビデオカメラなど既存のAV機器を活用した実例とその教育的効果について報告する。(共同研究者: 林英幸、二瓶裕之、森本敦司、pp. 3～7)

7	北海道医療大学薬学部における早期体験学習の取り組みと評価(学会抄録)	共著	2009年2月	日本社会薬学会『社会薬学』27巻2号	北海道医療大学薬学部における早期体験学習は、前年度の反省点を踏まえた上で試行錯誤を繰り返しながら改良を続け、現在では、「点」よりも「線」を重視した早期体験学習の実践・事前・事後学習におけるワークショップ形式の授業の導入、病院薬局、保険薬局のみならず福祉施設における体験学習の実行、発表会での報告・報告書の作成、などをその特色とする。体験学習の事前・事後にアンケートを実施しているが、体験学習後、関連施設や業務を身近なものとしてとらえその認知度が上昇し、学生の理解が深まったことがわかった。(共同研究者：森本敦司、黒澤隆夫、小林道也、武智春子、唯野賢司、二瓶裕之、吉村昭毅、和田啓爾、pp.70-71)
8	北海道医療大学薬学部「医療福祉活動演習」の試みとその評価(学会抄録)	共著	2010年3月	日本社会薬学会『社会薬学』28巻3号	北海道医療大学薬学部では、6年制3年次に「医療福祉活動演習」を開講しているが、2009年度については、本学OBが所長を務める「NPO法人当別町青少年活動センターゆうゆう24」における福祉活動体験学習を軸として、ワークショップを通じた事前学習、報告発表会を通じた事後学習を含めた一連の授業を通じて、医療・福祉にかかわる知識のみならず、チームワーク、コミュニケーション、プレゼンテーション能力などを総合的に学習している。本報告ではその詳細を報告する。(共同研究者：森本敦司、二瓶裕之、石田朗、山田康司、大澤宜明、居弥口大介、小林大祐、柳川芳毅、寺崎将、和田啓爾、大原裕介、pp.48-49)
9	6年制薬学部2年次における法学教育の在り方に関する一考察—SGDとe-learningを活用した授業の実践とその評価—(学会抄録)	共著	2011年3月	日本社会薬学会『社会薬学』29巻2号	昭和薬科大学1、2年次に開講される一般教養科目群「人と文化」においては、その2年次に「社会のしくみを学ぶ」という内容で「法学」が開講される。そこで、これからの薬学教育で重要視される問題準拠型学習(PBL)を導入したSGD形式の授業を試みた。また、最終授業では、「クリッカー」と呼ばれる小型の送信端末を使用したe-learning形式の授業も実施した。本発表では、その授業内容とアンケート結果について評価分析する。(共同研究者：森本敦司、石田朗、萩原幸彦、pp.45-46)
10	北海道医療大学薬学部における「薬害教育」の試みとその評価(学会抄録)	共著	2012年1月	日本社会薬学会『社会薬学』30巻2号	本学では特に「薬害」に特化した授業を1年次と6年次に配置するが、1年次には、オムニバス形式の「基礎薬学概論」を設けており、そのうちの2コマ分を「薬害教育」に当てる。1コマ目の4つの代表的な薬害の講義の後に、2コマ目では、SGDによる問題解決型の授業を試みる(PBL)。6年次には、「社会薬学特論」において、「薬害エイズ」被害者とその家族の方の講演の機会を設けているが、授業終了後に実施した、薬害防止のための薬剤師の役割等に関するアンケート結果等について報告する。(共同研究者：森本敦司、吉村昭毅、小林大祐、和田啓爾、黒澤隆夫、pp.36-37)
<b>(国内学会発表)</b>					
1	法律秘書の研究—わが国における法律事務職員の現状と課題—(口頭発表)	単独	1991年11月16日	日本秘書学会近畿ブロック研究会(大阪)	わが国の法律事務職員の現状と課題について、従来の研究成果を踏まえた上で、その問題点を浮き彫りにする。
2	法律秘書の研究—その体系的考察に向けて—(口頭発表)	単独	1992年6月11日	日本秘書学会(姫路)	法律秘書の定義と類型、また、わが国に本格的な法律秘書養成の問題が出てこない背景など、その体系的考察に向けての基本的課題を明らかにする。
3	法律秘書の可能性について(口頭発表)	単独	1993年12月11日	日本秘書学研究会(東京)	専門家秘書の一類型である「法律秘書」について、従来の研究成果の整理、批判を行ない、今後の研究の方向性を検討する。
4	司法書士補助者の考察(口頭発表)	単独	1994年3月21日	日本秘書学会近畿ブロック研究会(大阪)	登記の専門家であり準法律家とも位置づけられる司法書士の補助者について、その実態、法規上の規制などを概説し、その法律秘書性について検証する。
5	法律補助職の研究—法律事務職員の現状と課題—(口頭発表)	単独	1995年11月19日	日本ビジネス法学会(名古屋)	従来の「法律秘書」研究を「法律補助職」と開口を広げ、規制緩和が進む中、法律補助職員に対する新たな需要の創出の可能性について展望する。
6	英米における上級法律補助職の概説とわが国の現状について(口頭発表)	単独	1996年12月7日	日本秘書学研究会(神戸)	アメリカのパラリーガル、イギリスのリーガルエグゼクティブなど海外の上級法律補助職の制度的特色を概説した上で、このところ変革の最中にあるわが国の現状についても触れる。
7	都市部(東京23区および大阪市内)における法律事務職員の実態—法律事務職員の役割の変化について—(口頭発表)	共同	1997年7月5日	日本国際秘書学会(東京)	法的需要に富み、大規模法律事務所の数も多い都市部の法律事務職員の実態に絞ってアンケート調査を実施し、その能力的部分や将来像などについての調査結果を報告する。(共同研究者：植竹由美子、森本敦司)
8	わが国における法律事務職員の実態について—東京23区と大阪市内における実態調査の結果報告—(口頭発表)	共同	1997年11月3日	日本ビジネス法学会(京都)	都心における法律事務所のアンケート調査について、法律事務職員の業務内容を中心として、その実態にせまり、今後規制緩和による法律事務所の共同化、法人化による影響などを考察する。(共同研究者：植竹由美子、森本敦司)
9	アメリカのパラリーガル(口頭発表)	単独	1998年11月29日	日本法政学会(東京)	1960年代よりアメリカに登場した高度な法律補助職である「パラリーガル」に注目、その歴史的背景、制度的特色、教育方法、関係団体などを概説し、最後に独立パラリーガルなどのパラリーガルが抱える問題点を整理する。
10	司法制度改革と司法書士—実態調査を中心とした21世紀の司法書士像の展望—(口頭発表)	共同	1999年5月22日	日本法社会学会(北海道)	規制緩和、高度情報化が進む今日、従来のわが国独特の制度がその矢面に立たされ、司法の分野においてもそれは例外ではない。今回は、これまで登記の専門家として位置づけられ発展してきた「司法書士」制度に注目、その方向性を理論的部分と実態調査を踏まえた上で展望する。(共同研究者：森本敦司、塩谷弘康)
11	アメリカにおけるパラリーガル養成の現状と課題(口頭発表)	単独	1999年8月21日	日本国際秘書学会(三島)	1960年代に登場したアメリカのパラリーガルは21世紀にはさらに成長する職業の一つであるといわれる。アメリカのパラリーガルは本格的なプロフェッションとしての確立に向け、今まさに新たな時代に入ろうとしている。そのようななか1998年にニュージャージー州において、パラリーガルの規制と資格化をめぐる同州最高裁判所特別委員会は注目すべき報告書を作成した。ここでは同報告書の内容を中心にパラリーガルの資格認定をめぐる最近のうごき、問題点などを整理・検討する。
12	パラリーガルについて(口頭発表)	単独	2000年4月22日	日本ビジネス実務法研究会(大阪)	司法制度改革がさげられる昨今、わが国においてもその資格化が検討されるパラリーガルについて、わが国における従来の議論を踏まえ、さらにはアメリカの現状を概説した上で、わが国にパラリーガルが本格的に根づく土壌が在るのかどうか、検討を試みる。
13	アメリカにおけるパラリーガルの活用と規制に関する現状と課題(口頭発表)	単独	2000年7月22日	日本経営実務法学会(名古屋)	パラリーガル研究の一環として、アメリカのパラリーガルの業務内容、特にUPL(無資格弁護士活動)との関連性について言及し、州ごとの取扱いの違いなどを州の規程、判例等にも触れながら詳述し、アメリカのパラリーガルの今後の方向性を探る。
14	司法改革とパラリーガル職の将来像—中小企業法務の担い手はどうなるか—(講演)	単独	2001年7月27日	大阪経済大学中小企業経営研究所(大阪)	司法制度改革の流れの中、「パラリーガル」という言葉も一般的になってきた。ここではまず、「パラリーガル」という言葉の意味を整理した上で、おもに税理士や司法書士などのプロフェッションとしてのパラリーガルに焦点を当て、今後、中小企業法務の担い手としてのこれらのパラリーガル職がどのように変化していくのか、電子化・共同化・法人化などのいくつかのファクターをあげ、その将来像を展望する。また、今後の大学教育とパラリーガルの関連性についても言及する。

15	パラリーガルについて (報告)	単独	2001年12月7日	日本弁護士連合会業務改革委員会補助職問題プロジェクトチーム会合(東京)	従来の法律事務職員の資格認定等をめぐる議論を整理した上で、アメリカの現状を概説し、来るべき「パラリーガル」の資格認定、研修等の問題について、昨今のパラリーガル養成の現状なども踏まえながら報告する。
16	パラリーガルの現状報告(報告)	単独	2003年4月21日	日本弁護士連合会業務改革委員会補助職問題プロジェクトチーム会合(東京)	日本弁護士連合会においてもパラリーガルの資格化の問題が討議されており、そのベースとして主にアメリカとの比較においてわが国の制度の在り方について説明する。
17	法律事務職員の「法律専門秘書認定」カリキュラムの検討―藤本構想を基盤として、医療事務職員養成との比較を試みる―(シンポジウム)	単独	2003年5月31日	JPEA 第2回法律専門秘書教育研究会(大阪)	弁護士と医師というのは古典的なプロフェッションとして分類されるが、それを補佐するスタッフを比較検討し、とくに医療事務職員養成の現状から法律事務職員養成へ示唆するものを取り上げ報告する。
18	法律専門秘書(パラリーガル)の資格認定ガイドラインを考える(シンポジウム)	共同	2005年7月2日	JPEA 第3回法律専門秘書教育研究会(大阪)	法律専門秘書(パラリーガル)の資格認定ガイドラインについて、おもに全国大学実務教育協会認定の称号類、日本医療福祉実務教育協会認定の称号類などに言及しながらその枠組みを示す。
19	法律事務職(パラリーガル)に期待すること(特別講義)	単独	2005年7月30日	LEC「法律事務職(パラリーガル)入門講座」第1回講義(東京)	「パラリーガルとは何か」「パラリーガルの需要はあるのか」「パラリーガルはどのような仕事に携わるのか」「パラリーガルに求められる資質」「むすび―新たな専門職としての期待―」の5項目に分けてパラリーガルの現状と課題について講演した上で、「パラリーガル講座に向けてのチェックリスト」を用いてクイズ形式でパラリーガル入門講座の全体を鳥瞰する。
20	わが国の法律事務所におけるパラリーガルの育成と活用について―課題と展望― ―日弁連法務研究財団の研究結果を中心として―(口頭発表)	単独	2005年9月16日	日本法社会学会関東研究支部(東京)	アメリカにおけるパラリーガルの実態と、わが国における同種の制度育成の可能性について、日弁連法務研究財団より助成研究を得た研究成果を中心として、法社会学的な視点からその学問的な問題点、研究の視点等について鳥瞰する。
21	北海道医療大学薬学部における早期体験学習の取り組みと評価(ポスター発表)	共同	2008年9月7日	日本社会薬学会 第27年会(東京)	北海道医療大学では、6年制教育に先立ち、当時の必修科目であった「薬学概論」の一部として早期体験学習を実施していたが、当初は主として体験学習のみを目的とするものであった。6年制教育が開始された2006年度より単独で1年生前期の必修科目として開講している。本学早期体験学習は、前年度の反省点を踏まえた上で試行錯誤を繰り返しながら改良を続け、現在では概ね、事前学習→体験学習→事後学習→発表会での報告→報告書の作成と、「点」よりも「線」を重視した早期体験学習を実践している。今後さらに改善を重ね、学生にとって有意義な早期体験学習にする所存である。(共同研究者: 森本敦司、黒澤隆夫、小林道也、武智春子、唯野貢司、二瓶裕之、吉村昭毅、和田啓爾)
22	薬剤師の専門家責任に関する一考察(口頭発表)	単独	2008年11月16日	第38回日本医事法学会総会(栃木県下野市)	2006年4月より6年制薬剤師教育がスタートしたが、高等教育において6年一貫の養成を義務付ける国家資格は医師、歯科医師、獣医師と並ぶものであり、薬剤師はそれに適う高度な医療専門職としてみなす活動の幅をひろげる必要がある。そこで本報告では、薬剤師に係る専門家責任について、その現状を踏まえた上で、6年制薬剤師のプロフェッションとしてのあるべき姿を展望した。薬剤師の法的責任に係る判例はそう多くはない。そこで新聞のデータベース等を用いて病院や薬局薬剤師による調剤過誤などの事例を収集しそれらの事例の類型化を試みた。薬剤師業務の根幹は「調剤」であり、医薬品に係る「処方」や「投薬」については現在わが国では薬剤師の関与が否定される。しかしながらアメリカでは、薬剤師業務の処方への拡大がみられる。既に看護師の業務拡大の議論はわが国においても盛んであるが、薬剤師養成機関が増加の一途をたどっているにもかかわらず、わが国では薬剤師業務の拡大ありうるのか、従来の研究成果を参照しながら考察した。
23	北海道医療大学薬学部における薬学CBTの実施に向けた対応とその評価(ポスター発表)	共同	2009年5月31日	第56回北海道薬学会大会(札幌)	6年制薬学教育にともない、長期実務実習に向けた知識や技能、態度を評価する薬学共用試験がいよいよ本年度より本格実施されるが、共用試験の中で薬学生の知識が基準に達しているかどうかを測るものがCBT(Computer Based Testing)である。CBTは多肢選択試験形式でのPCを用いた客観試験であり、受験生は全体の難易度が統一された問題をアトランダムに解答することになる。出題範囲は薬学教育モデルコア・カリキュラムに準拠しゾーン1から3にわたり合計310問が出題される。すでに2006年度より毎年全国的なCBTトライアルが実施され、精選された問題が実際に学生に評価されるとともに、システムの円滑な運営に向けたさまざまな試みがなされている。本学においても、2006年度より教務委員会内にCBT対策検討委員会を設置し、CBTの実施・運営にあたっているが、本報告では、まず薬学CBTの概略を説明した上で、主に3度のCBTトライアルにおける本学の取り組みとその問題点を指摘し、最後に本年度に実施される本試験に向けた課題とその対策を検証する。(共同研究者: 森本敦司、石田朗、二瓶裕之、吉村昭毅、小田和明、和田啓爾、黒澤隆夫)
24	薬局をめぐる法的問題(口頭発表)	単独	2009年8月1日	第12回日本経営実務法学会(大阪)	薬局は調剤報酬という保険の対象となりながら、その経営形態は営利法人であるものが多い。本報告では、薬局をめぐる法的問題について、憲法、ビジネス法、薬事法、医療法、健康保険法のそれぞれの法律から課題となる点をあげた上で、その法的責任や将来像について展望する。
25	薬学部「薬事関係法規」の講義における情報処理技術の活用とその教育的効果の検証(ポスター発表)	共同	2009年11月22日	第29回医療情報学連合大会(広島)	「薬事関係法規」の講義は、大人数の講義形式の授業である関係上、授業の内容については一方的な知識の伝達を中心にならざるを得ない。そこで、受講生の学習効果を高めるために、講義の最初に毎回小テストを実施することによって前回の内容を復習し知識の習得を確認することにした。そのため、身近な情報処理技術を活用して、なるべく省コスト、省時間でこれらの作業ができるようにし、また、小テストの結果はインターネット上のサイトを使って学生自身で確認できるようにするなど、純粹な講義科目にも応用可能な情報処理技術を活用する授業を試みた。本報告では、試験結果やアンケート結果などを分析して、講義科目への情報処理技術の活用とその教育的効果について検証する。(共同研究者: 森本敦司、石田朗)
26	薬学部「衛生薬学実習」におけるe-learningの活用とその教育的効果(口頭発表)	共同	2009年11月25日	第29回医療情報学連合大会(広島)	実習科目の一つである「衛生薬学実習」において、実験実習に先立ち水質汚染(水俣病)、食品汚染(カネミ油症)、大気汚染(アスベスト被害)について講義を行ってきたが、今回、学習効果を高めるため上記3つの社会問題に係る情報検索をねらいとした問題演習ソフトを作成し、ノートPCにインストールした同ソフトを使用し、インターネット上のサイトを通じて問題を解答させる「e-learning形式」の演習を試みた。本報告では、その教育的効果等について報告、検証する。(共同研究者: 石田朗、森本敦司、和田啓爾)

27	北海道医療大学薬学部「医療福祉活動演習」の試みとその評価（ポスター発表）	共同	2009年11月29日	日本社会薬学会 第28年会（東京）	北海道医療大学薬学部では、6年制3年次に「医療福祉活動演習」を開講しているが、2009年度については、本学OBが所長を務める「NPO法人当別町青少年活動センターゆうゆう24」における福祉活動体験学習を軸として、ワークショップを通じた事前学習、報告発表会を通じた事後学習を含めた一連の授業を通じて、医療・福祉にかかわる知識のみならず、チームワーク、コミュニケーション、プレゼンテーション能力などを総合的に学習している。本報告ではその詳細を報告する。（共同研究者：森本敦司、二瓶裕之、石田朗、山田康司、大澤宜明、居弥口大介、小林大祐、柳川芳毅、寺崎将、和田啓爾、大原裕介）
28	衛生薬学実習におけるPCを活用した課題演習の実例報告とその考察（ポスター発表）	共同	2010年5月9日	第57回北海道薬学大会（札幌）	薬学部3年生前期に開講される実習科目である「衛生薬学実習」において、実習内容と社会問題を関連づけその意義に関する理解を深めるための一環として、「環境と法」をめぐる社会問題について、実験実習に先立ち講義を行ってきた。2009年度には、さらに学習効果を高めるため情報検索をねらいとした問題演習ソフトを作成し、従来の講義の後、ノートPCにインストールした同ソフトを使用し、インターネット上のサイトを通じて問題を解答させる「e-learning形式」の演習を試みた。本報告では、問題演習ソフトを用いた授業の内容や、学生に実施したアンケート結果について検証し、その教育的効果等について考察する。（共同研究者：森本敦司、石田朗、吉村昭毅、小林大祐、和田啓爾）
29	法的視点から見た食と社会問題（特別講義）	単独	2010年6月5日	仙台白百合女子大学健康栄養学科特別講義	過去に食品がかかわった社会問題にはさまざまなものがある。ここでは昭和期を代表して、水俣病、森永ヒ素ミルク、カナメ油症、平成期においては「北海道と食にかかわる問題」として、雪印乳業、白い恋人、ミートホープ、の以上合計6つの社会問題を取り上げ、それぞれビデオ、ニュース映像や新聞記事などで事件の概要を説明した上で、何が法律問題となったのか、裁判の結果はどうなったのか、例えばどの程度の健康被害が出たのか、今その会社は存続しているのかなど、それぞれの事件の問題点等を引き取りとする。
30	6年制薬学部2年次における法学教育の在り方に関する一考察—SGDとe-learningを活用した授業の実践とその評価—（ポスター発表）	共同	2010年9月5日	日本社会薬学会第29年会（千葉）	昭和薬科大学1、2年次に開講される一般教養科目群「人と文化」においては、その2年次に「社会のしくみを学ぶ」という内容で「法学」が開講される。そこで、これからの薬学教育で重要視される問題準拠型学習（PBL）を導入したSGD形式の授業を試みた。また、最終授業では、「クリッカー」と呼ばれる小型の送信端末を使用したe-learning形式の授業も実施した。本発表では、その授業内容とアンケート結果について評価分析する。（共同研究者：森本敦司、石田朗、萩原幸彦）
31	北海道医療大学薬学部における「薬害教育」の試みとその評価（ポスター発表）	共同	2011年9月4日	日本社会薬学会第30年会（東京）	本学では特に「薬害」に特化した授業を1年次と6年次に配置するが、1年次には、オムニバス形式の「基礎薬学概論」を設けており、そのうちの2コマ分を「薬害教育」に当てる。1コマ目の4つの代表的な薬害の講義の後に、2コマ目では、SGDによる問題解決型の授業を試みる（PBL）。6年次には、「社会薬学特論」において、「薬害エイズ」被害者とその家族の方の講演の機会を設けているが、授業終了後に実施した、薬害防止のための薬剤師の役割等に関するアンケート結果等について報告する。（共同研究者：森本敦司、吉村昭毅、小林大祐、和田啓爾、黒澤隆夫）
32	北海道医療大学薬学部における6年制薬学教育への資格取得を目標とした授業の導入とその効果（ポスター発表）	共同	2012年6月17日	第59回北海道薬学大会（札幌）	北海道医療大学薬学部では、「薬学基礎研究」が開講されるが、基本的にこの授業は担当教員の専門と自由裁量に任されるが、やはり実験系が主であるため、そこで今回、実験系以外の試みとして、検定試験などの資格取得を目標とした同基礎研究を試みた。目標とした資格は、①文部科学省後援「秘書技能検定試験」、同「ビジネス実務マナー検定試験」（担当：森本）、②日本医療情報学会認定「医療情報技師」（担当：石田）であり、①の資格は、ビジネスマナーやコミュニケーション能力の基本を、②の資格は医療情報システムの基本を問うものである。薬剤師としての幅を広げることをねらいとした一例をここに紹介する。（共同研究者：森本敦司、石田朗、和田啓爾）
33	医薬品ネット販売規制～最高裁判例を中心にして～（口頭発表）	単独	2013年7月27日	第16回日本経営実務法学会（大阪）	2013年1月11日最高裁は、リスクの高い一般用医薬品のネット販売を禁じた省令の規定が薬事法による委任の範囲を逸脱し違法・無効であると判決した。2006年に薬事法が改正され、一般用医薬品に係る販売方法が大幅に見直され、リスクの程度に応じて第一類から第三類に分類されるとともに、書面による情報提供等が義務付けられた。同時に上記法改正によってインターネットで第一類・第二類医薬品を販売することができなくなったことにより、既存の医薬品ネット販売業者が郵便その他の方法による販売の権利の確認と改正省令規定が無効であることの確認等を求めたものである。同発表では訴訟にいたるプロセスとその後の展開等についても詳細に報告する。